



2023 年 1 月

Contents

- 知財高裁、国外サーバからのプログラム配信行為について日本特許権の侵害を肯定(ダウンゴ対 FC2 事件 控訴審) (p.1)
- 特許法 102 条 2 項と 3 項の重量適用を認めた知財高裁特別部(大合議)判決 (p.5)
- 音楽教室のレッスンにおける音楽著作物の利用主体に関する最高裁判決 (p.8)
- 個人情報保護分野における 2022 年の主な動向(国内編) (p.11)
- 個人情報保護分野における 2022 年の主な動向(欧州・米国編) (p.15)
- 事務所 News (p.19)

知財高裁、国外サーバからのプログラム配信行為について 日本特許権の侵害を肯定(ダウンゴ対 FC2 事件 控訴審)

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 鷲見 彩奈

インターネット等のネットワーク関連の発明については、これを実施する事業者が、日本国外に存在するサーバ等を利用して日本のユーザ向けにサービス提供を行うことも珍しくない。メタバースなどのデジタル空間におけるボーダーレスな経済活動が一層の広がりを見せるなか、このようなケースは今後も増大していくことが予想される。そのような場合に、実施行為の一部が日本国外で行われるとして「属地主義の原則」(日本の特許権は日本の領域内においてのみ効力を有するという原則)から日本の特許権の効力は及ばないとするのか、あるいは、具体的事情によっては日本の特許権の効力を及ぼし得るのか、かねてより議論があったところである¹。

知財高裁は、2022 年 7 月 20 日、FC2, INC.および株式会社ホームページシステム(以下「FC2ら」という。)によるコメント機能付き動画配信サービスの提供に関し、米国内のサーバからのプログラム配信行為につき、株式会社ダウンゴ(以下「ダウンゴ」という。)が保有するプログラムの発明にかかる特許権侵害を肯定する判断を下した²。

¹ たとえば、「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」(平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515255_po_2016_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

² https://www.jp.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/418/091418_hanrei.pdf

本件の紛争は、ドワンゴが、その「ニコニコ動画」などのサービスに関連する複数の特許権に基づき、FC2 に対して提起した一連の特許権侵害差止等請求事件である。上記の知財高裁判決が下された事件では、ドワンゴが保有する「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」の発明にかかる 2 件の特許権の侵害が問われたものである(以下「第一事件」という。)。もう一つの事件では、ドワンゴが保有する「コメント配信システム」の発明にかかる特許権の侵害が問われている(以下「第二事件」という。)。両事件の対象特許、経過の概要をまとめると、以下のとおりである。

第一事件		第二事件	
特許番号	特許第4695583号	特許番号	特許第6526304号
出願番号	特願2006-333851	発明の名称	コメント配信システム
発明の名称	表示装置、コメント表示方法、及びプログラム	出願日	平成19年3月2日
出願日	平成18年12月11日	分割の表示	特願2017-252909の分割
登録日	平成23年3月4日	原出願日	平成19年3月2日
特許番号	特許第4734471号	登録日	令和1年5月17日
出願番号	特願2010-267283		
発明の名称	表示装置、コメント表示方法、及びプログラム		
出願日	平成22年11月30日		
分割の表示	特願2006-333851の分割		
原出願日	平成18年12月11日		
登録日	平成23年4月28日		

2018年9月19日 第一事件 東京地裁判決
(平成28年(ワ)第38565号)

- 請求棄却。FC2らの各装置及び各プログラムは、ドワンゴの発明の技術的範囲に属するとは認められない。

2022年3月2日 第二事件 東京地裁判決
(平成元年(ワ)第25152号)

- 請求棄却。FC2らのシステムはドワンゴの発明の技術的範囲に属するが、FC2らがドワンゴの発明を日本国内において実施したとは認められない。

2022年7月20日 第一事件(本判決)
知財高裁判決(平成30年(ネ)第10077号)

- 一部認容。FC2らの各装置及び各プログラムは、ドワンゴの発明の技術的範囲にする。実施行為の一部は国外で行われているが、実質的かつ全体的にみると、FC2らがドワンゴの発明を日本の領域内で実施したものと評価できる。

両事件の争点は多岐にわたるが、ここでは、いわゆる「属地主義」に関連する争点に焦点を絞って、その概要を紹介する。

1 第一事件について

(1) 事案の概要

第一事件の対象となったドワンゴの特許権のうち、特許第 4734471 号の請求項 9 に記載された発明(以下「本件発明 1-9」という。)は次のとおりである。

動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置のコンピュータを、
前記動画を表示する領域である第 1 の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生手段、
コメントと、当該コメントが付与された時点における、動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す
動画再生時間であるコメント付与時間とを含むコメント情報を記憶するコメント情報記憶部に記憶さ
れた情報を参照し、前記再生される動画の動画再生時間に基づいて、前記コメント情報記憶部に
記憶されたコメント情報のうち、前記動画の動画再生時間に対応するコメント付与時間に対応するコ
メントをコメント情報記憶部から読み出し、当該読み出されたコメントの一部を、前記コメントを表示す
る領域であって一部の領域が前記第 1 の表示欄の少なくとも一部と重なっており他の領域が前記
第 1 の表示欄の外側にある第 2 の表示欄のうち、前記第 1 の表示欄の外側であって前記第 2 の
表示欄の内側に表示するコメント表示手段、
として機能させるプログラム

FC2 らは、日本のユーザに向けて、「FC2 動画」等のコメント機能付き動画配信サービスを提供しており、このサービスには、動画を表示する情報処理端末に配信されるコメント表示用プログラム(以下「被疑侵害プログラム」という。)が用いられている。

ドワンゴは、FC2 らによる被疑侵害プログラムの配信行為が、本件発明 1-9 等にかかる特許権を侵害するとして、差止め、損害賠償等を求めて東京地裁に提訴した。

(2) 属地主義に関する争点

FC2 らによる被疑侵害プログラムの配信について、ドワンゴの本件発明 1-9 にかかる特許権侵害が成立するためには、当該配信が本件発明 1-9 の「実施」(特許法 2 条 3 項)に該当する必要がある。本件発明 1-9 のようなプログラムの発明の「実施」には、プログラムの電気通信回線を通じた「提供」が含まれる(特許法 2 条 3 項 1 号)。

本件において、FC2 らによる被疑侵害プログラムの配信は、米国内に存在するサーバから日本のユーザに向けて行われている。このように、被疑侵害行為の一部が日本国外で行われている場合に、属地主義の原則との関係で、日本の特許発明の「実施」(本件では、プログラムの電気通信回線を通じた提供)がなされたと評価できるのか、が争点である。

(3) 知財高裁の判断

第一審の東京地裁は、FC2 らの各プログラム等は、そもそも、ドワンゴの特許発明の技術的範囲に属しないと判断したため、属地主義に関する判断はなされなかった。

これに対し、控訴審の知財高裁は、FC2 らの被疑侵害プログラムがドワンゴの特許発明の技術的範囲に属すると認定した上で、以下のように判示し、FC2 らによる当該プログラムの配信が、ドワンゴの本件発明 1-9 等の実施に該当すると判断した。

(前略)

本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし、本件配信の制御は、日本国の領域内に所在するユーザによって行われるものであり、また、本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである。さらに、本件配信によって初めて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした本件発明 1-9 及び 10 に係る動画を視聴することができるのであって、本件配信により得られる本件発明 1-9 及び 10 の効果は、日本国の領域内において発現している。

これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である。

(後略)

上記のとおり、知財高裁判決は、「ネットワークを通じて送信され得る発明」を念頭に、特許発明の実施行為の一部が日本国外で行われる場合であっても、「実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得る」ものであれば、日本の特許権の効力を及ぼして、特許権侵害を問い得るという判断枠組みの下で、本件における FC2 による配信行為に関する具体的な事情に照らして、結論として「実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得る」として侵害を肯定したものである。

今後、同種のケースにおいて、本件の知財高裁が採用したような判断枠組みが踏襲されていくのか、踏襲されるとして、具体的にどの程度の事情があれば「実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得る」とされるのか等、裁判実務の蓄積が注目される。

2 第二事件について

上記の第一事件で侵害が問われたダウンゴの特許は、「プログラム」の発明に関するものだった。これに対し、第二事件で侵害が問われたのは、「コメント配信システム」の発明に関する特許であり、FC2 が当該発明に係るシステムを「生産」したことにより特許権を侵害したかが問題となった。

第一審の東京地裁は、ダウンゴの「コメント配信システム」の発明は、「サーバ」と「これとネットワークを介して接続された複数の端末装置」をその構成要素とするところ、FC2 のシステムの構成要素のうち「サーバ」は米国内に存在するため、ダウンゴの発明のすべての構成要件を充足せず、当該発明に係るシステムを「生産」したとは認められないとした。

第二事件は控訴され、現在、知財高裁に係属している。知財高裁は、次の 2 点について、2022 年 9 月 30 日～、第三者意見募集を実施した(提出された意見は、事件当事者が証拠として提出した場合には、裁判所の判断資料になる)。

①サーバと複数の端末装置とを構成要素とする「システム」の発明において、当該サーバが日本国外で作られ、存在する場合、発明の実施行為である「生産」(特許法 2 条 3 項 1 号)に該当し得ると考えるべきか

②上記①で該当し得るとの考え方に立つ場合、該当するというためには、どのような要件が必要か

第三者意見募集の制度は、いわゆる「日本版アミカス・ブリーフ」として、2022 年 4 月施行の改正特許法で導入された制度であり、今回が初めての実施と思われる。実際に提出された意見の内容もさることながら、判決においてそれらがどのように参照されるのか等、注目される。

以上

特許法 102 条 2 項と 3 項の重畳適用を認めた 知財高裁特別部(大合議)判決

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 高橋 和浩

マッサージチェアに関する特許権侵害が争われた訴訟において、知財高裁特別部(大合議)は、第一審判決¹を一部変更し、被告による特許権侵害を一部肯定し、差止めに加え、総計 3 億 9000 万円超の損害賠償を命じる判決を下した(知財高判令 4 年 10 月 20 日、令和 2 年(ネ)第 10024 号²)。

本件の控訴審での論点は充足論や無効論を含め多岐にわたるが、とりわけ、特許法 102 条 2 項および 3 項の適用関係をめぐって、これまで実務的に未決着であった論点について知財高裁特別部として初の判断を示したものであり、実務上も注目される。

以下では、特許法 102 条 2 項および 3 項に関する論点を中心に、本大合議判決の内容や位置づけ等について概観する(参照の便宜上、同条 2 項、3 項の条文を一部略しつつ以下に掲載する)。

- 2 特許権者…が故意又は過失により自己の特許権…を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者…が受けた損害の額と推定する。

3 特許権者…は、故意又は過失により自己の特許権…を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

1 本事件の概要、特許法 102 条 2 項の適用をめぐる争点

本件は、椅子式のマッサージ機に関する 3 件の特許権を保有する株式会社フジ医療器(以下「フジ医療器」という。)が、ファミリーイナダ株式会社(以下「ファミリーイナダ」という。)によるマッサージ機(以下「被告製品」という。)の製造・販売等が特許権侵害に当たるとして、被告製品の製造・販売等の差止めと、15 億円の損害賠償等を求めた事案である。

第一審(大阪地裁平成 30 年(ワ)第 3226 号)は、被告製品について、本件各特許にかかる発明の技術的範囲に属さないとしてフジ医療器の請求をいずれも棄却した。

原告フジ医療器は、第一審判決が被告製品の一部に関して本件各特許権のうち 2 件にかかる請求を棄却した部分について、控訴を提起した。

控訴審の知財高裁は、被告製品の一部につき特許権侵害を肯定し、差止請求を認容するとともに、3 億 9000 万円超の損害賠償を命じた。損害額の算定に当たっては、特に、①本件における特許法 102 条 2 項の適用可否、②同条 2 項と 3 項の重畳適用の可否が問題となった。

①の点について、本件では、特許権侵害とされた被告製品が外国販売向けに国内で生産・輸出されていたこととの関係で、特許法 102 条 2 項を適用できるのが問題となった。この点について、これまで、同項の適用を認めたと読むことのできる裁判例もある一方³、これを否定的に解する学説もあり、議論は分かれていた。

②の点についても、学説や裁判例の見解は分かれており⁴、近年の知財高裁判決のなかには否定説を採用し

¹ <https://www.jp.courts.go.jp/vc-files/ip/2022/30wa3226-gen.pdf>

² <https://www.jp.courts.go.jp/vc-files/ip/2022/Re2ne10024-zen.pdf>

³ 大阪地判平 22・1・28 判時 2094 号 103 頁(組合せ計量装置事件)

⁴ 中山＝小泉『新・注解 特許法[第 2 版]【中巻】』(青林書院、2017 年)1982 頁以下

たものも複数あり⁵⁶、実務は否定説による運用がなされる傾向にあったとの指摘もある⁷。令和元年度の法改正において、特許法 102 条 1 項については同条 3 項との重畳適用を認める立法的な解決がなされたが⁸、同条 2 項については、なお議論が残っていた。

2 知財高裁大合議の判断

(1) 上記の論点①について

本件の大合議判決は、以下のような場合には特許法 102 条 2 項が適用できると判示し、本件における同項の適用を認めた。

特許権者が、侵害品と需要者を共通にする同種の製品であって、市場において、侵害者の侵害行為がなければ輸出又は販売することができたという競合関係にある製品（以下「競合品」という場合がある。）を輸出又は販売していた場合には、当該侵害行為により特許権者の競合品の売上げが減少したものと評価できるから、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在するものと解するのが相当である。（中略）

また、かかる事情が存在するというためには、特許権者の製品が、特許発明の実施品であることや、特許発明と同様の作用効果を奏することを必ずしも必要とするものではないと解すべきである。

(2) 上記の論点②について

本件の大合議判決は、以下のとおり、特許法 102 条 2 項の推定覆滅事由のうち、特許権者の実施能力を超えることを理由とする覆滅事由については原則として同条 3 項の適用を認め、その他の覆滅事由については特許権者による実施許諾可否を個別的に判断すべきとの立場を示した。

特許法 102 条 2 項による推定が覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾をすることができたと認められるときは、同条 3 項の適用が認められると解すべきである。（中略）

そして、特許法 102 条 2 項による推定の覆滅事由には、同条 1 項と同様に、侵害品の販売等の数量について特許権者の販売等の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由と、それ以外の理由によって特許権者が販売等をすることができないとする事情があることを理由とする覆滅事由があり得るものと解されるところ、上記の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由にかかる推定覆滅部分については、特許権者は、特段の事情のない限り、実施許諾をすることができたと認められるのに対し、上記の販売等をすることができないとする事情があることを理由とする覆滅事由にかかる推定覆滅部分については、当該事情の事実関係の下において、特許権者が実施許諾をすることができたかどうかを個別的に判断すべきものと解される。

その上で、本大合議判決は、本件事案については、特許法 102 条 2 項の推定覆滅事由のうち市場の非同一性を理由とする部分（特許権者の実施能力を超えることを理由とする覆滅事由に相当する部分）について同条 3 項を適用し、総計で 3 億 9000 万円超の損害を認定した。

⁵ 知財高判平 18・9・25（エアーマッサージ機事件）

⁶ 知財高判平 24・1・24（ソリッドゴルフボール事件）

⁷ 中山信弘『特許法〔第4版〕』（弘文堂、2019）406 頁

⁸ 特許法等の一部を改正する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号）

3 まとめ

令和元年度の法改正により特許法 102 条 1 項と 3 項に関しては立法的な解決が図られた一方、特許法 102 条 2 項に関しては、これまで、その適用範囲や同条 3 項との重畳適用の可否をめぐって議論が分かれていた。本件の控訴審判決は、それら未決着の論点に関して、知財高裁特別部としての判断を示したものであり、実務指針の明確化にとって大きな一歩といえよう。

以上

音楽教室のレッスンにおける音楽著作物の 利用主体に関する最高裁判決

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 直原 奨

音楽教室のレッスンにおける課題曲の演奏に関して著作権侵害が争われた訴訟において、最高裁(令和 3 年(受)第 1112 号)は、2022 年 10 月 24 日、生徒による課題曲の演奏について、音楽教室の運営者は課題曲にかかる音楽著作物の利用主体とはいえないとする判断を示した(主文としては、上告棄却)¹。

本判決は、音楽教室のレッスンにおける課題曲の演奏に関して、誰が著作物の利用主体となるのかという点につき最高裁として初の判断を示したものであり、音楽教室における音楽著作物の使用料の徴収実務への影響に加え、著作物の利用主体性の判断をめぐる今後の議論全般への影響という点でも注目される。以下では、本件の事案の概要とともに下級審の判断内容も振り返りつつ、本最高裁判決の内容と位置づけ等について概観する。

1 本件の概要

本件は、日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」という。)が音楽教室のレッスンにおける JASRAC 管理楽曲の演奏について著作権の使用料を徴収する方針を示したことから、多数の音楽教室の運営者らが JASRAC に対して、音楽教室のレッスンにおける課題曲の利用主体は教師または生徒であって音楽教室ではなく、したがって音楽教室は JASRAC 管理楽曲にかかる音楽著作物の演奏権(著作権法 22 条)を侵害するものではないと主張し、JASRAC が音楽教室の運営者に対して著作権侵害による損害賠償請求権等を有しないことの確認を求めた事案である。

第一審(東京地裁平成 29 年(ワ)第 20502 号、同第 25300 号)は、音楽教室のレッスンにおける教師および生徒による課題曲の演奏の双方について、音楽教室の運営者を音楽著作物の利用主体であるとして、演奏権侵害を肯定した。これに対して、原審(知財高裁令和 2 年(ネ)第 10022 号)²は、教師による楽曲の演奏については音楽教室の運営者を利用主体として演奏権侵害を認めた一方、生徒による演奏については音楽教室の運営者は音楽著作物の利用主体とはいえないとして演奏権侵害を否定した。

この原審判決に対しては、音楽教室の運営者側、JASRAC の双方が上告していたが、最高裁が JASRAC の上告についてのみ弁論を開くことを決定したことから、最高裁での争点は、生徒による楽曲の演奏に関し、音楽教室の運営者が音楽著作物の利用主体といえるか否かに絞られ、その判断に注目が集まっていた。

第一審から最高裁までの判断の概要を整理すると、下表のとおりである。

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/473/091473_hanrei.pdf

² https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/223/090223_hanrei.pdf

	第一審	原審	最高裁
教師による演奏	音楽著作物の利用主体は音楽教室の運営者（演奏権侵害あり）	同左	-
生徒による演奏	音楽著作物の利用主体は音楽教室の運営者（演奏権侵害あり）	音楽著作物の利用主体は音楽教室の運営者ではない（演奏権侵害なし）	同左

2 著作物の利用主体に関する従前の議論と本件の下級審の判断

著作物の利用主体が誰かという点に関して、本件以前には、主に、クラブキャッツアイ事件の最高裁判決³が示した判断基準（いわゆる「カラオケ法理」⁴）のほか、ロクラクⅡ事件最高裁判決⁵が示した判断基準⁶が存在する。

本件の第一審は、音楽教室のレッスンにおける課題曲（音楽著作物）の演奏主体について、クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決を引用して、「利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否か」によって判断すべきであり、「著作物の利用による利益の帰属については、（中略）本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべき」とした。

これは、著作物の選定方法等の諸要素を考慮するとしつつも、「当該演奏の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否か」と「著作物の利用による利益の帰属」という二つの要素に着目して規範的に利用主体性を判断したもので、クラブキャッツアイ事件最高裁判決の「カラオケ法理」に親和性のある判断枠組みが採られたものといえよう。

これに対して、原審は、上記の演奏主体の点について、ロクラクⅡ事件最高裁判決を引用して、「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当」として、これらの諸要素を総合的に考慮して判断すべきとした。そこでは、第一審が引用していたクラブキャッツアイ事件最高裁判決は引用されておらず、ロクラクⅡ事件最高裁判決で示された、利用の対象、方法、利用への関与の内容、程度等の諸要素を総合考慮して判断する考え方と同様の基準が採用されたものといえよう。

3 本件の最高裁が示した判断枠組み

本件の最高裁は、以下に引用するように、著作物の利用主体の判断基準を示した上、本件の音楽教室におけるレッスンでの生徒による課題曲の演奏については、音楽教室の運営者が利用主体であるということとはできないと判断した。

³ 最三小判昭和 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁。

⁴ クラブキャッツアイ事件最高裁判決で示された、管理（支配）性と利益性に着目して、物理的には著作権を直接侵害していない者を、規範的に直接侵害者とみなす考え方をいう。

⁵ 最一小判平成 23・1・20 民集 65 卷 1 号 399 頁。

⁶ ロクラクⅡ事件最高裁判決は、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である」という判断枠組みを示した。

（前略）演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。

これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。（後略）

上記のように、本最高裁判決は、音楽著作物の利用主体が誰かという点について、演奏の目的および態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸要素を総合考慮して判断するとしており、その点で、管理（支配）性と利益性の二つの要素に着目するクラブキャッツアイ事件最高裁判決の「カラオケ法理」とは異なる判断枠組みが採用されているように思われる。

4 おわりに

著作物の利用主体性の判断基準に関しては、従前より、クラブキャッツアイ事件の「カラオケ法理」と、ロクラクⅡ事件最高裁判決が示した考え方の関係等をめぐってさまざまな議論がなされていたところである⁷。本件の最高裁判決は、音楽教室のレッスンにおける課題曲の演奏という場面におけるその利用主体については、「カラオケ法理」に拠ることなく、諸要素を総合考慮するという判断枠組みを採用したものであり、同場面での事案の解決という点に加え⁸、他の場面等における著作物の利用主体性にかかる今後の議論への影響も注目される。

以上

⁷ 中山信弘『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2020年）737頁。

⁸ なお、本判決を踏まえて、教師の演奏分に関しては、音楽教室側はJASRAC管理楽曲についてはJASRACの演奏許可と使用料の支払いが必要となり、実際にどの程度の使用料率が定められるのか等の行方も注目される。

個人情報保護分野における 2022 年の主な動向(国内編)

弁護士 大石 裕太 / 弁護士 鷲見 彩奈

以下では、日本国内における 2022 年の個人情報保護分野の主な動向を紹介し、事業者への示唆について述べる。

1 個人データの漏えい

(1) 漏えい報告件数の増加

2022 年 4 月 1 日から令和 2 年改正個人情報保護法が施行され、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要になった(個人情報保護法 26 条)。

個人情報保護委員会が公表した「令和 4 年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について(案)」において、2022 年 4 月から 9 月の間、個人情報取扱事業者からの個人データの漏えい等の報告が 1,587 件あったと発表されている。2021 年 4 月から 9 月の期間中の個人データの漏えい等の報告件数(517 件)と比較すると、報告件数は大きく増加している。¹

上記の資料では、報告対象となった漏えい事案の主要な発生原因は、病院や薬局といった医療機関における要配慮個人情報を含む書類の誤交付及び紛失であり、その他の発生原因は、ウェブサイトやネットワークの脆弱性を突いた不正アクセス等が多かったと指摘されている。²³

(2) 主な漏えい事例

広く報道されたものとして、兵庫県尼崎市(人口約 45.5 万人)⁴の全住民の個人情報を記録した USB メモリが一時的に紛失された事例が挙げられる。紛失された個人情報には、住民の氏名、生年月日などの他、銀行口座などが含まれており、USB を紛失したのは、尼崎市から委託を受けた会社からさらに委託を受けた会社が委託をしていた会社の社員であったことが判明している。個人情報保護委員会は、当該民間会社に対し、個人情報保護法 144 条に基づく指導を行うとともに⁵、地方公共団体等に対し、安全管理措置を含む個人情報保護法上の手続きを遵守するよう求める通知を行った。その後、尼崎市が設置した調査委員会による詳細な報告書が公表されている。⁶

これを受けて、個人情報保護委員会は、全ての事業者に対し、個人情報保護法に基づく安全管理措置、従業者の監督および委託先の監督について注意喚起を行った。個人情報取扱事業者は、個人情報保護法上、直接の委託先を監督する責任を負うが、個人情報保護委員会のガイドラインによれば、再委託や再々委託が行われる場合にも、再委託先や再々委託先が安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましいとされている。⁷

¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/221109_shiryuu-1-2.pdf

² https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/221109_chuukanki/

³ 詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=19672836>

⁴ https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sogo_annai/toukei/012ama_jinko_0/index.html

⁵ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220921_houdou.pdf

⁶ https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/res/projects/default_project/_page_/001/030/947/houkokusyo.pdf

⁷ 詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=18843524>

また、決済代行業を行う民間会社が、システムの脆弱性に起因して、第三者による不正ログイン等のサイバー攻撃を受け、クレジットカード番号やクレジットカード決済情報等が漏洩した。個人情報保護委員会は、個人データの取り扱い状況の監査・点検を一部実施していなかったことなどを指摘し、7 月に同社に対し、個人情報保護法 144 条に基づく指導として、組織的安全措置及び技術的安全管理措置を求めた。⁸

(3) 医療情報の漏えい

2022 年に報告された多くの個人データの漏えい事例のなかでも、特に医療情報の漏えいは喫緊の課題となっている。

まず、複数の医療機関の医師が、本人の同意を得ることなく、患者の氏名等の個人情報が記録された手術動画を医療機器メーカーに開示していた。医療機器メーカーについては、個人情報である手術動画の取得にあたって必要な利用目的の特定や、本人への通知公表を行っていなかったこと、医療機関については、個人情報の第三者提供の同意を得ていなかったこと等が個人情報保護法上問題となった。個人情報保護委員会は、医療機器メーカー及び医療機関に対し、個人情報保護法 144 条に基づき、個人情報保護法に基づく通知や同意取得の手続きを行うよう、指導している。⁹

また、医療情報については、個人情報保護法の特別法である「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」に関しても問題事例が報告されている。同法律は、医療分野の研究開発を促進するために個人情報保護法の特別法として、本人に対して一定の事項を通知する等の同法に定める手続を履践することにより、提供停止の求めを行っていない本人にかかる医療情報について、(i)民間の病院や診療所といった医療機関から認定事業者へ要配慮個人情報である医療情報を提供することができること、および(ii)認定事業者から大学や製薬企業の研究者といった利活用者へ匿名加工医療情報を提供することができる。しかし、プログラムの設定ミス等により、一定の期間、通知が行われていない患者の情報が漏えいしていた。個人情報保護委員会は、関係者に対し、個人情報保護法 144 条に基づく指導を行った。¹⁰

さらに、医療機関がランサムウェアの攻撃対象となる事案が複数発生した事態を受け、厚生労働省は、2022 年 3 月、病院向けに、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを公表した。¹¹さらに、厚生労働省は、2022 年 12 月、医療機関向けにセキュリティ教育支援ポータルサイトを開設し、サイバーセキュリティに関するオンライン研修や e-learning 教材の提供、セキュリティインシデント発生時の窓口設置などを行っている。

2 越境移転規制

2022 年 4 月から施行されている令和 2 年改正個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データの提供をするためには、本人から同意を取得する際に、本人に対し、データの移転先の国における個人情報の保護に関する制度等の情報を提供する必要がある(個人情報保護法 28 条 2 項)。

この点、個人情報保護委員会が公表しているガイドラインでは、(i)当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無、(ii)当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在、(iii)OECD プ

⁸ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220713_houdou.pdf

詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=18843524>

⁹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/221102_houdou_2_1.pdf

詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=19582024>

¹⁰ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/221102_houdou_3.pdf

詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=19582024>

¹¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000923599.pdf>

ライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報取扱事業者の義務または本人の権利の不存在、(iv)その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在が本人への情報提供の対象項目とされている。

個人情報保護法上は、これらの情報を本人に提供する責任はあくまで個人情報取扱事業者にある。しかし、多数の法域について、個別の個人情報取扱事業者が単独で情報を収集することは現実的には大きな負担となる。そこで、個人情報保護委員会において、個人情報取扱事業者に参考情報を提供する目的で、2021 年 8 月から 2022 年 2 月にかけて、諸外国の個人情報保護制度の調査を行い、2021 年 12 月と 2022 年 3 月に結果を公表した。¹²

報告書には、主要 40 か国の個人情報保護の制度に関する情報がまとめられている。外国にある第三者への個人データの提供にあたり本人への情報提供が必要とされる項目が網羅的に報告された内容となっており、日本企業が該当する国・地域に対して個人データを提供する場合はもとより、当該法域で個人情報を用いた事業活動を行う場合においても有用な資料として活用することが期待される。¹³

また、これに先立つ 2022 年 1 月には、個人情報保護委員会は、日米欧における個人データの越境移転に関する実態調査をまとめた報告書を公表した。この報告書は、企業に対するアンケート調査及びヒアリング調査を通じて、EU から日本、日本から米国への個人データの越境移転を実施している企業の割合や、越境される個人データの内容など、EU 域内の個人データの日本から米国への移転に関する企業のニーズを分析したものである。

¹⁴

2020 年 7 月に欧州司法裁判所が、いわゆる「Schrems II」判決において、米欧プライバシー・シールドを無効としたが、今後、強化されたプライバシー・シールドが新たに米国と EU との間で構築された場合、それを基にした米国の自己認証企業に対して、EU から日本に移転された個人データを再移転する場合の要件を緩和することによりデータ流通の促進を図るスキームの構築を日米間で行うことについて、その必要性や有用性に関し、本報告書が参考にされるものと思われる。

3 その他の主な動向

(1) 仮名加工情報・匿名加工情報

2022 年 3 月、個人情報保護委員会は、事業者における仮名加工情報および匿名加工情報の利用促進を目的として、「個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて一制度編」の第 2 版を作成・公表した。本レポートは、2017 年に公表されたレポートの改訂版である。

2020 年改正で導入された、仮名加工情報や匿名加工情報を作成するための考え方、実際に取り扱う際に参考となる事項や考え方を示しており、実務上有益な参考資料となっている。¹⁵

(2) 医学研究・医療情報

2022 年 3 月、生命科学・医学系研究にかかる倫理指針である「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（「倫理指針」）が改正された。倫理指針に法律上の強制力はないが、倫理指針の遵守が補助金交付の要件とされているなど、生命科学・医学系の研究において実質的な規範として機能している。¹⁶倫理指針

¹² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/offshore_DPA_report_R3_12.pdf https://www.ppc.go.jp/files/pdf/offshore_DPA_report_R4_03.pdf

¹³ 詳細は以下の記事を参照 <https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=18272423>

¹⁴ 詳細は以下の記事を参照 <https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=17424634>

¹⁵ 詳細は以下の記事を参照 <https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=18040989>

¹⁶ 詳細は以下の記事を参照 <https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=19308069>

の改正には、2020 年・2021 年の個人情報保護法の改正を受けた、インフォームド・コンセントの取得手続きの改正が含まれる。倫理指針は、2023 年にも改正される予定である。2023 年改正には、日本の研究機関と共同研究の関係がなく日本の研究者等が参加していない日本国外における研究についても、日本国内から日本国外にある第三者に試料・情報を提供する場合に、倫理指針の対象とされることが含まれる可能性がある。

また、様々な医学研究や創薬、医療機器開発のために、氏名等を削除することで仮名化された医療情報の利活用が期待されている。厚生労働省は、2022 年 3 月から、透明性を確保したルールの下で、その成果を健康長寿社会の形成に資するようなデータの積極的な利活用の在り方や、同意・撤回手続の明確化や利用目的の適正性の確保等による個人の保護の在り方など、多岐にわたる論点について議論を重ねている。

(3) 電気通信事業法改正

2022 年 6 月、電気通信事業法が改正された。この改正に関連し、総務省から、電気通信事業分野における個人情報の保護についての指針(「電気通信事業指針」)が発表された。

これまで、携帯電話や電子メールなどの電気通信サービスを提供する電気通信事業者は、個人情報保護委員会から公表されている電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説を遵守する必要があったが、今後は、電気通信事業指針についても遵守する必要がある。¹⁷

(4) カメラ画像の利活用

さらに、カメラ画像の利活用を推進する動きもある。2022 年 3 月 30 日、経済産業省と総務省が「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」(「本ガイドブック」)を策定・公表した。本ガイドブックは、事業者においてカメラ画像等の生活者の情報を取り扱う際の留意点を整理し、プライバシー保護の観点から適法性だけでなく生活者と事業者間での相互理解や信頼関係を構築するための事業者の自主的な取組を促すために 2017 年に公表された、実務上重要な参考資料である。今回の改訂には、2020 年・2021 年の個人情報保護法改正に伴う記載全体の見直しや、プライバシー保護の観点からの追加的な記載が含まれる。¹⁸¹⁹

カメラ画像の利活用については、個人情報保護委員会でも、犯罪予防・安全確保を目的とした顔識別機能付きカメラシステムに関する議論が重ねられており、肖像権やプライバシーの権利との関係などをまとめた報告書の公表が予定されている。²⁰²¹

4 おわりに

以上、概観したとおり、2022 年は令和 2 年改正個人情報保護法が施行されたことによって、個人データの漏えいや越境移転規制等に顕著な影響があった。また、個人データの利活用と保護の両面から法改正やガイドラインの制定が相次いだことも特筆すべき事情といえる。

2023 年はこれらの動きがさらに加速し、複雑化することが予想されるため、事業者としては、立法や執行の動向をタイムリーに把握し、適切な対応を取ることが不可欠であると考えられる。

以上

¹⁷ 詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=19582973>

¹⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220330001/20220330001-1.pdf>

¹⁹ 詳細は以下の記事を参照。<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=19672599>

²⁰ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/camera_utilize/

²¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20220620_shiryuu-1.pdf

個人情報保護分野における 2022 年の主な動向(欧州・米国編)

弁護士 中崎 尚 / 弁護士 井上 乾介

以下では、欧州及び米国における 2022 年の個人情報保護分野の主な動向を紹介し、日本企業への示唆について述べる。

1 欧州

(1) 個人データの域外移転規制

EU は、GDPR の施行及び EU・米国間のプライバシー・シールド(EU-U.S. Privacy Shield)を無効とした Schrems II 判決を踏まえ、2021 年 6 月 7 日に EU 域外への個人データに関する新しい標準契約条項を公布した。¹新しい標準契約条項は移転先の移転影響評価(Transfer Impact Assessment)を行う必要があり、2022 年 6 月には、欧州委員会が新しい標準契約条項の使用にあたって参考となる Q&A を発表している。²2022 年 12 月 26 日以降は、EU 域外への個人データの移転について標準契約条項の締結で対応する場合は、新しい標準契約条項に準拠することが求められている。

EU から離脱した英国では、2022 年 3 月 21 日にデータ保護監督機関である ICO(Information Commissioners Office)が、UK GDPR に基づく英国域外への個人データの移転規制への対応として、①国際データ移転契約(International Data Transfer Agreement)、②EU の標準契約条項の域外移転に関する附則(Addendum)及び③経過規定文書(Transitional Provisions)を公表した。³これに関連して ICO は 11 月に EU における移転影響評価に該当する移転リスク評価(Transfer Risk Assessment)ツールキットを含む個人データの越境移転に関するガイダンスを公開している。⁴

また、Schrems II 判決以来の懸案となっていた EU と米国との間の個人データ移転については、2022 年 3 月に EU と米国は新たなデータ移転制度として EU 米国データプライバシー・フレームワーク(EU - US Data Privacy Framework “DPF”)に合意し⁵、10 月 7 日には、バイデン大統領が合意内容を実施する大統領令を公布した。⁶これを受けて 12 月 13 日には、欧州委員会が米国に対する十分性認定の草案を公表した。⁷今後、欧州委員会は、欧州データ保護委員会(European Data Protection Board “EDPB”)に草案を諮問し、EU 加盟国の代表者で構成される同委員会に承認を求める。また、欧州議会での十分性認定の草案の審議を行う必要があるが、これらの手続きが完了すると、欧州委員会は最終的な十分性の採択に進むことができる。

DPF は前身の EU 米国プライバシー・シールドが無効にされてから 3 年を迎える 2023 年夏に最終合意に至る

¹ https://commission.europa.eu/publications/standard-contractual-clauses-international-transfers_en

² https://commission.europa.eu/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/standard-contractual-clauses-scc_en

³ <https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/guide-to-the-general-data-protection-regulation-gdpr/international-data-transfer-agreement-and-guidance/>

⁴ <https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/guide-to-the-general-data-protection-regulation-gdpr/international-data-transfer-agreement-and-guidance/transfer-risk-assessments/#:~:text=The%20ICO>

⁵ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/25/united-states-and-european-commission-joint-statement-on-trans-atlantic-data-privacy-framework/>

⁶ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/10/07/executive-order-on-enhancing-safeguards-for-united-states-signals-intelligence-activities/>

⁷ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7631

可能性がある。もっとも、今後、EU のデータ保護活動団体が DPF の無効を求めて欧州司法裁判所へ提訴することが予想されるため、引き続き注視していく必要がある。

(2) GDPR 関係ガイドラインの改訂

GDPR 関係ガイドラインについても改訂の動きがみられる。EDPB は 2002 年 1 月にデータ侵害通知に関するガイドラインの最終版を採択した。同ガイドラインは、第 29 条作業部会のガイダンスを補完するより実務的な事例を示している。⁸ なお、EDPB は 10 月にデータ侵害通知に関するガイドラインの改訂案について協議に入っているが、⁹ この改訂案は、欧州委員会が、EU に拠点を持たない管理者(Controllor)のデータ侵害通知について、EU 加盟国のデータ保護当局への通知をもって他の加盟国のデータ保護当局への通知とみなす「ワンストップ・ショップ」メカニズムの対象外であることを明確化するように提案したものである。仮に、この提案が採用された場合、EU 域内に拠点を持たない管理者は、影響を受ける可能性があるデータ主体が所在する全ての EU 加盟国のデータ保護当局に通知する可能性があることが指摘されている。

また、上記とは別に 2022 年 5 月には、EDPB は GDPR に基づく制裁金の算定ガイドライン案を公表している。¹⁰ EDPB は、制裁金算定の基礎として、侵害の性質、侵害の重大性及び過失のある事業の売上等の要素を考慮するとしており、5 段階の評価プロセスを設定している。

(3) 制裁

欧州では GDPR や UK GDPR に基づく制裁が活発に行われ、制裁金の額が増加している。

2022 年 8 月には、NTT データのスペイン子会社が、取引先の顧客情報の漏洩に関して、スペインのデータ保護当局から 6 万 4000 ユーロ(約 940 万円)の制裁金処分を受けたと報道されている。2018 年の GDPR 施行以来、日系企業への処分の公表は初とみられる。

9 月には、アイルランドのデータ保護当局が Instagram と Meta に対して、GDPR に基づく制裁金としてはこれまでで 2 番目及び 3 番目に高額となる 4 億 500 万ユーロ(約 571 億円)と 2 億 6500 万ユーロ(約 373 億円)の制裁金を科した。¹¹

そして、12 月には、イタリアのデータ保護当局(Garante)が、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるロックダウン中に人気を博した米国のソーシャルメディアアプリ「Clubhouse」における GDPR の「多数の違反」を発見したとして 200 万ユーロ(訳 2 億 8000 万円)の制裁金を科したことを公表している。¹²

一方、英国の ICO は、2022 年 5 月にインターネットから取得した画像に基づくグローバルなオンライン顔認識データベースを運営する Clearview AI に対し、UK GDPR 違反に基づく 750 万ポンド(約 12 億円)の罰金を科した。ICO によると、英国の個人への公正かつ透明な方法での情報開示が不十分であったことや生体認証データに要求される高度データ保護基準を提供していなかったこと等が理由として挙げられている。また、ICO は Clearview AI に対し、インターネットで一般に公開されている英国在住者の個人データの取得を停止することと同社のシステムから英国在住者のデータを削除することも命じている。¹³

⁸ https://edpb.europa.eu/system/files/2022-01/edpb_guidelines_012021_pdbnotification_adopted_en.pdf

⁹ https://edpb.europa.eu/system/files/2022-10/edpb_guidelines_202209_personal_data_breach_notification_targetedupdate_en.pdf

¹⁰ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/documents/public-consultations/2022/guidelines-042022-calculation-administrative_en

¹¹ <https://www.dataprotection.ie/en/news-media/press-releases/data-protection-commission-announces-decision-instagram-inquiry>

¹² <https://www.garanteprivacy.it/home/docweb/-/docweb-display/docweb/9828286>

¹³ <https://ico.org.uk/about-the-ico/media-centre/news-and-blogs/2022/05/ico-fines-facial-recognition-database-company-clearview-ai-inc/>

(4) データ関連立法

更に、EUは2020年に採択した欧州データ戦略¹⁴に基づき、データ関連の立法を急ピッチで進めている。2022年6月に成立したデータガバナンス法(Data Governance Act)は、データの保有者とデータの利用者の間を仲介する「データ仲介者」について独立性を担保するライセンス制度を設ける等、公的機関が保有するデータ(営業秘密、個人データ及び知的財産権により保護されるデータ等を含む)の活用の枠組みを提示している。データガバナンス法は、2023年9月24日から施行される予定となっている。

また、2022年2月には、データガバナンス法に続く立法として、欧州委員会はデータ法(Data Act)の草案を公表した。¹⁵データ法は、コネクテッドデバイス等、利用によってデータを生成する商品やサービスの利用者に対し、一定のインタフェースを通じて生成したデータにアクセスし、管理し、共有できるようにするものとされている。データ法は今後、EUの立法手続きを経て、2024年半ばまでに施行される予定である。

2 米国

(1) 連邦レベル

民主党、共和党の超党派で提出された米国データプライバシー保護法(American Data Privacy and Protection Act “ADPPA”)は、米国の消費者(Consumer)にプライバシーの権利と救済手段を付与し、企業の忠実義務や説明責任を規定する内容となっている。¹⁶ADPPAは、米国の連邦議会の委員会を通過した最初の包括的なプライバシー法案として注目を集めた。しかし、現在、同法案がカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Act “CCPA”)等の州法を先占することの是非が主な問題になっており、下院での採決には至っていない。また、仮に、下院を通過したとしても、上院での審議が更に難航することが予想される。

この間、連邦レベルでの個人データ保護を所管する米国連邦取引委員会(Federal Trade Commission “FTC”)は、既存の連邦法に基づく執行を行っている。FTCは、5月にTwitterが2011年の「同意判決」に違反してセキュリティ目的で提供されたデータをターゲット広告に利用したことに対して1億5000万ドル(約198億円)の罰金を科している。¹⁷ また、12月には、Epic Gamesが児童オンラインプライバシー保護法(Child Online Privacy Protection Act)に違反したこと等を理由に5億2000万ドル(約710億円)の罰金を科している。¹⁸

(2) 州レベル

ADPPAの審議が難航する中、州レベルでのプライバシー保護立法や執行活動は着実に進行している。

カリフォルニア州¹⁹、コロラド州²⁰、バージニア州²¹に続く形で、2022年3月にはユタ州²²、5月にはコネチカット州²³で包括的なプライバシー法が成立した。2022年に新しく成立したこれらの法律は2023年中には施行される予定となっている。

¹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1593073685620&uri=CELEX%3A52020DC0066>

¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A68%3AFIN>

¹⁶ <https://docs.house.gov/meetings/IF/IF00/20220720/115041/BILLS-117-8152-P000034-Amdt-1.pdf>

¹⁷ https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/ecf_11_stipulated_order.pdf

¹⁸ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2022/12/fortnite-video-game-maker-epic-games-pay-more-half-billion-dollars-over-ftc-allegations>

¹⁹ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?division=3.&part=4.&lawCode=CIV&title=1.81.5

²⁰ https://leg.colorado.gov/sites/default/files/2021a_190_signed.pdf

²¹ <https://lis.virginia.gov/cgi-bin/legp604.exe?212+ful+CHAP0035>

²² <https://le.utah.gov/~2022/bills/static/SB0227.html>

²³ https://www.cga.ct.gov/asp/cgabillstatus/cgabillstatus.asp?selBillType=Bill&bill_num=SB00006&which_year=2022

カリフォルニア州は、すでに全米初の包括的なプライバシー法として CCPA を 2018 年に制定しており、2022 年を通じてプライバシー保護の強化を一層進めている。2020 年に成立した CCPA の改正法であるカリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act “CPRA”)は 2023 年 1 月 1 日に発効する予定である。CCPA・CPRA を所管するカリフォルニア州プライバシー保護局(California Privacy Protection Agency “CPPA”)は 2022 年を通じて同法の規則制定作業を進めている。また、CPPA は、8 月に美容小売業者の Sephora 社に対して CCPA に基づく初の執行を行い、同社との間で 120 万ドル(約 1 億 6000 万円)の和解が成立している。

24

また、カリフォルニア州議会では、2022 年 9 月に子どものオンラインプライバシーを保護する Age-Appropriate Design Code Act が成立しており、同州における子どものプライバシー保護の強化が進行している。²⁵

3 示唆

以上の動向を踏まえ、日本企業への示唆について若干述べる。

まず、個人データの域外移転規制について、日本企業としては可及的速やかに個人データのマッピングを行い、新標準契約条項への切り替えの要否等を検討する必要があると考えられる。EU と日本との間の個人データの越境移転については、EU と日本との間の十分性認定に依拠することが可能であるが、EU 域内子会社から EU 域外子会社への移転や EU 域内子会社から日本本社を経由した EU 域外の子会社への再移転には、標準契約条項が必要となる場合が多いと考えられる。

次に、欧州と米国のいずれも、データ保護当局の活動が年々活発になっており、高額の制裁金や罰金が科される傾向が顕著となっている。特に EU では、日系企業に対する初の GDPR 執行事例が公表されており、域内子会社が各国のデータ保護法に適合しているかを確認し、対応が急務であると考えられる。

最後に、欧州と米国のいずれにおいてもプライバシー保護立法やガイドラインの制定・改訂が頻繁に行われており、今後の推移をタイムリーにフォローしていく必要があると考えられる。

以上

²⁴ <https://oag.ca.gov/system/files/attachments/press-docs/Proposed%20Final%20Judgment.pdf>

²⁵ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202120220AB2273

事務所 News

1 Chambers 2023 年版の知財分野等において Band 1 にランクイン

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体である Chambers and Partners による最新のランキング (Chambers Asia-Pacific 2023) において、前年度に引き続き、知財分野を含め多数の分野にて最高位 (Band 1) にランクインしました。知財分野の個人部門においても、城山康文弁護士、岩瀬吉和弁護士、後藤未来弁護士がそれぞれランクインしました。また、同ランキングのテクノロジー分野 (TMT) においても、清水亘弁護士がランクインしました。詳細は、[こちら](#)からご覧いただけます。

2 新パートナー就任、特許弁理士の入所

本年1月 5 日付にて、知財・テクノロジーグループの村上遼弁護士がパートナーに就任しました。また、バイオ・医薬等の分野に豊富な経験を有する小笠原洋平弁理士 (理学博士) が入所いたしました。

これらの陣容強化も踏まえ、本年度も、クライアントの皆様に、より一層、質の高いリーガルサービスを提供できるよう研鑽して参ります。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 後藤 未来（miki.goto@amt-law.com）
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com